資格取得支援制度規程

特定非営利活動法人ヒミツキチ

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人ヒミツキチ(以下「当法人」という)における、社員の能力向上および自己啓発の促進を目的とする資格取得に関する支援制度に関する事項を定める。

(対象資格)

- 第2条 本規程の対象となる資格は以下の資格とする。
- ①プレイワーカー

特定非営利活動法人日本冒険遊び場づくり協会団体会員の研修会、または当法人の研修会に必要な課程を受講修了者

- ②保育士、幼稚園教諭普通
- ③小学校教諭一種、養護教諭、
- ④自然体験 NEAL インストラクター等自然体験リーダーの資格
- ⑤森のムッレリーダー等環境教育に関する資格
- ⑥精神保健福祉士、社会福祉士、社会福祉主事
- ⑦社会教育委員

(対象者)

第3条 資格取得支援制度の適用を受けることができるものは、社員とする。

(受験費用の補助)

第4条 第2条に定める資格を取得しようとする際は、以下の費用半額または全額を会社が支給する。但 し、上限を2万円とする。

- ① 講習等の受講料・教材費
- ② 受験料
- ③ 受験会場までの交通費
- ④ その他資格取得に必要なもの

(合格報奨金の支給)

(改廃)

第5条 この規定を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附則

この規程は、令和2年4月1日から実施する。